

ひめネット（検）第15-2号
令和 2年 9月16日

〒790-0001

愛媛県松山市一番町1丁目1番地1

学校法人河原学園

理事長 河原成紀 殿

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之



御連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

早速ではございますが、当法人から送付した令和 2年 2月19日付御連絡兼御照会及び令和 2年 6月17日付御連絡と題する書類に記載した件（以下「本件」）につきご連絡いたします。

申入れ等の手続きの検討にあたり照会させていただいた事項について再度確認したところ、照会事項の対象となっていた「いったん納入された選考料、入学金及び上記納入金については、理由のいかんにかかわらず返却できません」との文言（以下「本件文言」）は、既に貴園の運営する未来高等学校のホームページ（松山本校）の「新入生」「転入生」「編入生」の各ページ（以下「本件ページ」）から削除されているものと存じます。

つきましては、一旦、本件については終了させていただきたく存じます（なお、本通知は、当法人の貴園に対する本件活動を終了する通知であり、貴園の契約内容が消費者契約法その他法令に反しない正当なものであることを認める趣旨ではありませんので、その点ご留意ください）。

当法人といたしましては、今後も消費者の利益を擁護する観点から様々な事業者の契約内容等について引き続き関心をもって申入活動を行い、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に少しでも寄与していきたいと考えています。情勢の変化を受けて必要に応じて改めて是正等の申入れをさせていただく場合もありえますので、何卒、ご理解ご協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、本状の送付と行き違いでご回答をいただいておりますらご容赦ください。

敬具

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3 階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277